

西宮市認知症施策検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 認知症高齢者の増加が見込まれる中で、「共生」と「予防」を両輪とした認知症施策推進大綱の内容を踏まえ、西宮市の認知症施策を推進するため、認知症支援に係る関係機関との連携体制構築を目的とした、認知症施策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、市長に対し意見を述べるものとする。

- (1) 認知症施策全般の施策推進に向けた協議に関する事項
- (2) 認知症施策の推進体制の構築に関する事項
- (3) その他認知症支援施策の推進に関する事項

(組織)

第3条 委員会は15名以内の委員で構成する。

2 委員は、認知症支援に関し見識を有する次の各号に掲げる者であり、保健医療関係機関等が推薦する者のうちから、市長が依頼する。

- (1) 医師又は学識経験者
- (2) 認知症疾患医療センターに所属する者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 介護福祉関係者
- (5) 認知症の当事者および当事者団体
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合は補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、または、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長を互選する会議については、市長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。
- 3 委員長は協議にあたり公正・中立性の確保のため必要と判断するとき、会議に諮って、特定の案件について利害関係のある委員である場合、その委員を当該案件の協議に係る会議から除くものとする。
- 4 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、協議することができない。

(会議の公開)

第7条 委員会は、公開とする。ただし、議決により非公開とすることができる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴者の人数を制限し、又は傍聴者の退場を命ずることができる。

(公開の手続き)

第8条 前条第1項に定める非公開とする場合は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合とし、公開、非公開の決定は、委員長が会議に諮って議決する。

- (1) 西宮市情報公開条例(昭和61年西宮市条例第22号)第6条各号に該当すると認められる事項を協議するとき。
 - (2) 公開することにより会議の円滑かつ公正な運営に著しい支障が生じると認められるとき。
- 2 前条第2項に基づき委員長が傍聴者の人数を制限する場合は、傍聴希望者が多数あるときとし、事務局において、あらかじめ、抽選により傍聴者の人数を調整する。
 - 3 前条第2項の規定に基づき委員長が傍聴者に退場を命じる場合は、傍聴者が次の(1)から(4)に掲げる事項のいずれかに該当するときとする。
 - (1) 会議の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為をするとき。
 - (2) 許可なく、写真又はビデオ等による撮影、録音をするとき。
 - (3) 会議の過程で会議が非公開とされた場合で、事務局の指示に従ってすみやかに退場しないとき。
 - (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、会議の円滑な進行を図るため、委員長が指示する事項に従わないとき。
 - 4 傍聴を希望するものは、別に定める傍聴申請書により委員長に申請する。

(秘密の保持)

第9条 委員は職務上知ることができた個人の情報、その他秘密にすべき事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報償費)

第10条 委員が会議に出席した場合は報償費を支給する。

- 2 委員のうち、国及び地方公共団体に属する常勤の職員であるものに対しては、報償費を支給しない。
- 3 委員の報償費は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償条例(昭和31年

12月13日西宮市条例第19号)第2条を準用し、当該条例別表の附属機関の委員に支給する報酬額とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は健康福祉局福祉総括室地域共生推進課および福祉のまちづくり課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付則

1 この要綱は、令和5年4月1日から適用する。